

参考1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」  
を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査事前調査票①

提出日：平成29年 月 日

研究機関の名称				
所在地		〒		
担当者 連絡先1	課・係等名		氏名	
	電話番号		FAX	
	E-mail			
担当者 連絡先2	課・係等名		氏名	
	電話番号		FAX	
	E-mail			

※1 調査内容に係る取組において、先進的・特徴的と思われる取組については、朱書きにより記入してください。

※2 部局等における取組（研究室単位等での取組も含む）の記入にあたっては、部局等における全ての取組を記入する必要はありませんが、一つの部局等における取組に限っているわけではありませんので、先進的・特徴的な取組を実施していると思われる全ての取組内容を記入してください。

1. 研究不正防止や研究不正事案の調査等に係る体制及び規程等の整備状況

※別添 1-2「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインを踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査事前調査票②」に記載してください。

2. 研究倫理意識の醸成

1 ガイドラインを踏まえて、研究倫理教育をどのような体制で実施していますか。
2-1 研究倫理教育など研究倫理意識を醸成していくために、機関全体でどのような実施計画（年度計画等）を策定していますか。また、機関全体の実施計画（年度計画等）に基づく、責任や役割の分担について記入してください。
2-2 研究倫理教育など研究倫理意識を醸成していくために、部局等でどのような実施計画（年度計画等）を策定していますか。部局等における実施計画（年度計画等）に基づく、責任や役割の分担（教授会・各種委員会等）について記入してください。（複数の部局等がある場合には、文系・理工系・生命科学系・その他、学部・研究科・研究所等から代表的なものを複数記載してください。）
①（文系）学部  ②（生命科学系）研究科  ③（理工系）研究科  ④（その他）研究所
2-3 研究機関において研究倫理教育の履修管理をどのように行っていますか。研究倫理教育の内容の理解度をどのように測定・把握していますか。また、理解度の活用など、研究倫理教育の充実・改善を図るため、どのような取組を行っていますか。不正防止関係会議・教育関係学内委員会・教授会等における研究倫理教育に関する審議状況についても記載してください。
3 研究者及び研究支援人材について、機関全体として実施している研究倫理教育についてご説明ください。また、実施にあたって工夫していることを記載してください。（枝番でできるだけ具体的に事例を紹介してください。）
趣旨・目的、主催者、実施概要等
3-1 学修内容（研究不正防止、研究者倫理、各種規程(学内外)、研究費制度など）

3-2 教材 (e-learning 教材、独自教材、教科書・資料集など)
3-3 実施頻度 (回数、定期的開催、不定期開催、独立実施、教授会等学内会議同時実施など)
3-4 実施形式 (個人学修、講義形式 (オリエンテーション、講義)、討論形式 (ワークショップ) など)
3-5 その他 (外国語対応、共同研究者対応など)
4 学生及び大学院生について、学部・研究科等として実施している研究倫理教育についてご説明ください。また、実施にあたって工夫していることを記載してください。(枝番でできるだけ具体的に事例を紹介してください。)(複数の部局等がある場合には、文系・生命科学系・理工系・その他、学部・研究科・研究所等から代表的なものを複数記載してください。)[4は貴機関に学生及び大学院生が在籍する場合に記載してください]
趣旨・目的、主催者、実施概要
4-1 学修内容 (論文の作成方法、研究の進め方、研究者倫理、各種規程(学内外)、研究費制度など)
① (文系) 学部
② (生命科学系) 研究科
③ (理工系) 研究科
④ (その他) 研究所
4-2 教材等 (e-learning 教材、独自教材、教科書・資料集、外部講師、学内教員など)
4-3 実施頻度 (オリエンテーション、授業 (必修科目・選択科目)、夏季セミナーなど)
4-4 実施形式 (個人学修、講義形式 (オリエンテーション、講義)、討論形式 (ワークショップ) )

4-5 その他（教育カリキュラムとの関係、教育における研究倫理教育の位置付け等、）
5 研究室・研究グループにおいて、ラボミーティング、ラボノート、ラボ内のデータ共有、論文の相互チェックのシステムなど、研究室・研究グループ等の管理運営に直接的にかかわる事柄についての研究倫理教育に関する特徴的な取組事例について記載してください。
6 研究倫理意識を醸成していくために、今後どのような取組を行っていくことを考えていますか。（研究者倫理、技術者倫理、生命倫理、法令順守、分野の特性への配慮など、狭義の研究活動上の不正行為の防止にとどまらない研究倫理教育への取組についても記載してください。）

### 3. 一定期間の研究データの保存及び開示

1 保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類の保存期間や保存方法について、どのように規定しどのように取扱っていますか。日本学術会議や関連学会等の動向をふまえた取組状況についても記載してください。また、分野による取組の違い等についても記載してください。 (実験の生データ、実験・観察ノート、試料、試薬、プログラム、装置、模型、試作品などの取扱) (電子データ、紙媒体資料等の取扱)
2 保存対象の研究データと廃棄する研究データは、だれ(機関全体、部局等、研究室、研究者)がどのような考え方で区分していますか。
3 転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存について、だれ(機関全体、部局等、研究室、研究者)がどのような対応を行っていますか。また、特に、研究室主宰者が転出又は退職する場合は、どのような対応を行っていますか。
4 ガイドラインを踏まえた一定期間の研究データの保存等に関して、管理コストや費用負担をどのように機関内において整理・分担していますか。
5 ガイドラインを踏まえた一定期間の研究データの保存に関して、研究データの帰属先に関するルールを定めていますか。ルールを定めている場合には、研究データの帰属先は、どのようになっていますか。（研究機関、部局等、研究室、研究者個人、規程による等）

#### 4. その他研究公正の推進に向けた取組

<p>1 研究公正の推進に関して、上記以外にどのような取組を行っていますか。機関全体としての取組と部局等・研究室における取組のそれぞれについて、記入してください。</p>
<p>例えば、研究室内や研究者個人の閉鎖的な研究環境に起因する研究不正のリスク要因の分析 若手研究者の自立した研究活動の促進のための取組など（メンターの配置等） 研究公正の推進を支援するための専門人材の配置・専門部署の設置等による支援 研究機関や部局における外部評価・第三者評価の活用 調査の公正性・適正性を担保するための取組 など</p>
<p>&lt;機関全体としての取組&gt;</p>
<p>&lt;部局等・研究室における取組&gt;</p>

#### 5. その他の課題等

<p>1 ガイドラインに基づく取組を実施するにあたり、課題等がありましたら、記入して下さい。ガイドラインにする要望等についても記載して下さい</p>
<p>2 公正な研究活動の推進について、国、資金配分機関、学术界等に対して、要望等があれば記載して下さい。</p>

**参考2 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」  
を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査事前調査票②**

機関名	
-----	--

**【記入に当たっての留意事項】**

**○記入項目について**

記入項目は、ガイドライン第2節及び第3節について、機関の取組状況等を把握するために主要な事項を抽出したものです。

項目を確認し、機関の状況に該当する数字(「①」又は「②」)をチェックボックスに記入するとともに、「①」を選択した場合はその根拠を、「②」を記入した場合はガイドラインを踏まえた取組がなされていない理由を設問ごとに設けている根拠等記入欄に記入してください。

体制整備等に不備がある箇所だけでなく、全ての項目の記入が必要ですのでご注意ください。

本票の様式については、行の追加・削除等の修正をしないでください。

**○「①」を選択した場合の根拠について**

機関の内部規程等において定める必要がある事項については、規程の名称及び関係する条数を必ず記入してください。

機関において実施する必要がある事項については、規程等で定めている場合は規程の名称及び関係する条数を、規程等で定めていない場合は、例えば、そのことを定めた会議の名称や決議した年月日などを記入してください。

窓口の不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口の機関内及び機関外への周知(設問305)については、窓口のURL等を記入してください。

**○調査項目の種類について**

… 太線枠のチェック項目は、機関の内部規程等において定める必要がある事項に係るチェック項目です。

… 二重線枠のチェック項目は、機関において実施する必要がある事項に係るチェック項目です。

**○ボックスに記入する数字について**

数字	各設問について、以下のいずれに該当するか判断した上で、該当する数字(①又は②)をチェックボックスに記入してください。
①	「実施している」又は「定めている」の場合
②	「実施していない」又は「定めていない」の場合

## 【調査項目】

### 第2節 不正行為の事前防止のための取組

#### 【 研究倫理教育を実施する体制の整備 】

- 201 研究倫理教育を実施する体制を整備しているか。

(根拠等記入欄)

#### 【 研究者に対する研究倫理教育 】

- 202 所属する全ての研究者(貴機関を本務とする者)に対して、研究倫理教育の受講を義務付けているか。

(根拠等記入欄)

- 203 所属する全ての研究者(貴機関を本務とする者)を対象に定期的に研究倫理教育を実施することとしているか。

(根拠等記入欄)

※「所属する全ての研究者」とは、文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動に従事する研究者であって、自らの経費や他府省等の予算による研究活動に専ら従事する研究者は含まれません。

#### 【 一定期間の研究データの保存及び必要に応じた開示 】

- 204 研究データの保存を義務付けることを規程等で定めているか。

(根拠等記入欄)

- 205 研究データの必要に応じた開示を義務付けることを規程等で定めているか。

(根拠等記入欄)

※「研究データ」とは、文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動によって得られた研究データを指します。自らの経費や他府省等の予算による研究活動によって得られた研究データは含まれません。

### 第3節 研究活動における特定不正行為への対応

#### 【 対象とする不正行為等 】

- 301 貴機関の規程等において、研究活動における不正行為として、「捏造」、「改ざん」及び「盗用」を定めているか。

(根拠等記入欄)

#### 【 不正行為の調査手続や方法等に関する規程の整備 】

- 302 不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程(コンプライアンスに関する規程などの他の規程ですべて代用することが可能な場合を含む。)を整備しているか。

(根拠等記入欄)

#### 【 不正行為に関する相談や告発の受付等 】

- 303 不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口を設置しているか。

(根拠等記入欄)

- 304 設問303で回答いただいた窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを規程等で定めているか。

(根拠等記入欄)

- 305 設問303で回答いただいた窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを機関内及び機関外に周知しているか。

(根拠等記入欄)

- 306 相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、その責任者として例えば理事、副学長等適切な地位にある者を指定しているか。

(根拠等記入欄)



- 307 相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、責任者の役割や責任の範囲を規程等で定めているか。

(根拠等記入欄)

- 308 相談、告発及び調査内容について、調査結果の公表まで、相談者、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底することとしているか。

(根拠等記入欄)

**【 不正行為の告発に係る事案の調査 】**

- 309 告発を受け付けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間の目安を規程等で定めているか。

(根拠等記入欄)

- 310 本調査を行う場合は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省にその旨報告することを規程等で定めているか。

(根拠等記入欄)

- 311 本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間の目安を規程等で定めているか。

(根拠等記入欄)

- 312 本調査に当たっては、自機関に属さない外部有識者を半数以上含む調査委員会を設置することとしているか。

(根拠等記入欄)

- 313 本調査において、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならないこととしているか。

(根拠等記入欄)

314 本調査の調査委員会の委員について、告発者及び被告発者は調査機関が定める期間内に異議申立てをすることができるか。

(根拠等記入欄)

315 本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめるまでの期間の目安を規程等で定めているか。

(根拠等記入欄)

316 調査結果について、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めているか。

(根拠等記入欄)

317 不正行為と認定された被告発者は、調査機関が定める期間内に、調査機関に不服申立てをすることができるか。

(根拠等記入欄)

318 特定不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めているか。

(根拠等記入欄)

319 不服申立ての却下や再調査開始の決定をしたときは、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めているか。

(根拠等記入欄)

320 不服申立てに係る再調査の期間の目安を規程等で定めているか。

(根拠等記入欄)

321 不服申立てがあった場合、再調査の結果をその事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めているか。

(根拠等記入欄)

322 公表する調査結果の内容(項目等)を規程等で定めているか。

(根拠等記入欄)

### 参考3 各機関の規程等に関する調査結果を踏まえた確認内容

研究機関への訪問により、「参考2「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査事前調査票②」を用いてガイドラインを踏まえた体制整備等の状況を確認した結果、本調査において認識された問題点について、各機関において、今後の規程等の整備にあたって確認が必要と思われる項目を取りまとめましたので、今後、各機関において規程等の内容を検討する際の参考として下さい。

また、このほか、「参考4 ○○株式会社における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程※規程の一例」において、各機関の規程に記載する参考となる内容について示しております。

#### 【研究者に対する研究倫理教育】

202 所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者）に対して、研究倫理教育の受講を義務付けているか。

（確認内容）

機関の規程において、「研究者の義務」又は「研究者の責務」について定めている条文に、「研究者は研究倫理教育の受講しなければならない」ことを明確に記載する。

203 所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者）を対象に定期的に研究倫理教育を実施することとしているか。

（確認内容）

機関の規程において、研究倫理教育を実施することは定めているが、「定期的」な実施に関して記載がない場合、機関が研究倫理教育を「定期的」に実施することがわかるよう規程を修正する。

#### 【対象とする不正行為等】

301 貴機関の規程等において、研究活動上の不正行為として、「捏造」、「改ざん」及び「盗用」を定めているか。

(確認内容1)

ガイドラインにおいては、「対象とする不正行為は、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用である」とされている。

機関の規程において、不正行為は、「故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったこと」である旨が記載されていない場合には記載する。

また、機関の規程において、旧ガイドラインに記載されていた、「故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たらない」が残っている場合には削除し、現行のガイドラインのとおり、「故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったこと」が不正行為であることがわかるよう内容を修正する。

(確認内容2)

機関の規程において、研究活動上の不正行為として、「捏造」、「改ざん」及び「盗用」のそれぞれの内容が記載されていない場合、ガイドラインにしたがい記載する。

捏造：

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

改ざん：

研究資料・機器・課程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

盗用：

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

【不正行為の告発に係る事案の調査】

- |     |  |
|-----|--|
| 309 | <u>告発を受け付けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間の目安を規程等で定めているか。</u>             |
| 311 | <u>本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間の目安を規程等で定めているか。</u>             |
| 314 | <u>本調査の調査委員会の委員について、告発者及び被告発者は調査機関が定める期間内に異議申立てをすることができるか。</u> |
| 315 | <u>本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめるまでの期間の目安を規程等で定めているか。</u>           |
| 317 | <u>不正行為と認定された被告発者は、調査機関が定める期間内に、調査機関に不服申立てをすることができるか。</u>      |

320 不服申立てに係る再調査の期間の目安を規程等で定めているか。

(確認内容)

期間の目安については、具体的に各機関の規程において日数を定めることとし、機関の規程上は「速やかに」「調査機関が定める機関内」等の日数を記載しない文言は避け、「原則〇日」「おおむね〇日」と明確に日数を定めてください。(「回答 科学研究における健全性の向上について 平成 27 年 3 月 6 日 日本学術会議」を参照)

- ・ 告発を受け付けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間 30 日
- ・ 本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間 30 日
- ・ 本調査の調査委員会の委員について、告発者及び被告発者は調査機関が定める異議申立ての期間 7 日
- ・ 本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめるまでの期間 150 日
- ・ 不正行為と認定された被告発者は、調査機関が定める不服申立ての期間 14 日
- ・ 不服申立てに係る再調査の期間 50 日

310 本調査を行う場合は、当該事案に係る配分機関及び文部科学省にその旨報告することを規程等で定めているか。

316 調査結果について、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めているか。

318 特定不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めているか。

319 不服申立ての却下や再調査開始の決定をしたときは、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めているか。

321 不服申立てがあった場合、再調査の結果をその事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めているか。

(確認内容)

機関の規程において、報告先を「配分機関及び文部科学省」と定めている場合、文部科学省ガイドライン以外の他府省ガイドラインを踏まえ、文部科学省以外が所管省庁となる調査等を行う場合も考えられることから、「配分機関及び関係府省」と修正する。

## 参考4 ○○株式会社における研究活動上の不正行為の 防止及び対応に関する規程 ※規程の一例

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規程は、○○株式会社における公的資金を用いた研究活動において、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

#### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 研究活動上の不正行為

- ① 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用。
  - ・捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること
  - ・改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
  - ・盗用：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること
- ② ①以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

#### (2) 研究者等

○○株式会社に雇用されている者及び○○株式会社の施設や設備を利用している者のうち、公的資金を用いた研究に従事している者又は携わる者

#### (3) 部局

○○株式会社の事務組織に関する規程○○上に定める○○及び○○研究所に置かれる研究機構

#### (研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等

を〇〇年間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

## 第2章 不正防止のための体制

(総括責任者)

第4条 〇〇(役職名)は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(部局責任者)

第5条 部局の長は、当該部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第6条 〇〇(役職名)は、研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、「〇〇(役職名)」を充てるものとする。

2 研究倫理教育責任者は、当該部局に所属する研究者等にし、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

## 第3章 告発の受付

(告発の受付窓口)

第7条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、〇〇に受付窓口を置くものとする(以下「告発窓口」という。)

(告発の受付体制)

第8条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

2 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。

3 告発窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、〇〇(役職名)と協議の上、これを受け付けることができる。

4 告発窓口の責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに、〇〇株式会社の長に報告するものとする。〇〇株式会社の長は、当該告発に係る部局の長等に、その内容を通知するものとする。

5 告発窓口の責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発



者に受け付けた旨を通知するものとする。

- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、〇〇株式会社の長は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

#### （告発の相談）

第9条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、告発窓口の責任者は、〇〇株式会社の長に報告するものとする。
- 4 第3項の報告があったときは、〇〇株式会社の長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

#### （告発窓口の職員の義務）

第10条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

### 第4章 関係者の取扱い

#### （秘密保護義務）

第11条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 〇〇株式会社の長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

- 3 ○○株式会社の長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 ○○株式会社の長又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

#### (告発者の保護)

- 第12条 部局の責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。
- 2 ○○株式会社に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
  - 3 ○○株式会社の長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、○○その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。
  - 4 ○○株式会社の長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

#### (被告発者の保護)

- 第13条 ○○株式会社に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 ○○株式会社の長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、○○その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。
  - 3 ○○株式会社の長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

#### (悪意に基づく告発)

- 第14条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。
- 2 ○○株式会社の長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告

発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

- 3 ○○株式会社の長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

## 第5章 事案の調査

### (予備調査の実施)

第15条 第8条に基づく告発があった場合又は○○株式会社がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、○○株式会社の長は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、○○株式会社の長が指名する。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

### (予備調査の方法)

第16条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

### (本調査の決定等)

第17条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を○○株式会社の長に報告する。

- 2 ○○株式会社の長は、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 ○○株式会社の長は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 ○○株式会社の長は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関又は関係省庁や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

- 5 ○○株式会社の長は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費の資金配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第18条 ○○株式会社の長は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の委員の半数以上は、○○株式会社に属さない外部有識者でなければならない。

また、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) ○○株式会社の長が指名した者 ○名
- (2) 研究分野の知見を有する者 ○名
- (3) 法律の知識を有する外部有識者 ○名

(本調査の通知)

第19条 ○○株式会社の長は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、○○株式会社の長に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

- 3 ○○株式会社の長は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第20条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して原則30日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求

めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

#### (本調査の対象)

第 21 条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

#### (証拠の保全)

- 第 22 条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。
- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が〇〇株式会社でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
  - 3 調査委員会は、前 2 項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

#### (本調査の中間報告)

第 23 条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした資金配分機関又は関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関及び関係省庁に提出するものとする。

#### (調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 24 条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

#### (不正行為の疑惑への説明責任)

第 25 条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第 20 条第 5 項の定める保障を与えなければならない。

## 第 6 章 不正行為等の認定

### (認定の手續)

第 26 条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 150 日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

2 前項に掲げる期間につき、原則 150 日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して〇〇株式会社の長に申し出て、その承認を得るものとする。

3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、本条 1 項及び 3 項に定める認定が終了したときは、直ちに、〇〇株式会社の長に報告しなければならない。

### (認定の方法)

第 27 条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

### (調査結果の通知及び報告)

第 28 条 〇〇株式会社の長は、速やかに、調査結果（認定を含む）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が〇〇株式会社以外の機関に所属している場合は、その所属

機関にも通知する。

- 2 ○○株式会社の長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
- 3 ○○株式会社の長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が○○株式会社以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第 29 条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して 14 日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、第 1 項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。○○株式会社の長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 前項に定める新たな調査委員は、第 18 条第 2 項及び第 3 項に準じて指名する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、○○株式会社の長に報告する。報告を受けた○○株式会社の長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、○○株式会社の長に報告する。報告を受けた○○株式会社の長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 ○○株式会社の長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第 30 条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調

査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに〇〇株式会社の長に報告する。報告を受けた〇〇株式会社の長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して原則 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに〇〇株式会社の長に報告するものとする。ただし 50 日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して〇〇株式会社の長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 〇〇株式会社の長は、本条 2 項又は 3 項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が〇〇株式会社以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

#### (調査結果の公表)

- 第 31 条 〇〇株式会社の長は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。
- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、〇〇株式会社が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
  - 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
  - 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。



- 6 ○○株式会社の長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

## 第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

第32条 ○○株式会社の長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 ○○株式会社の長は、資金配分機関又は関係機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第33条 ○○株式会社の長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第34条 ○○株式会社の長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を○○株式会社の長に行わなければならない。
- 3 ○○株式会社の長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第35条 ○○株式会社の長は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 ○○株式会社の長は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第 36 条 ○○株式会社の長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、職員就業規則その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

2 ○○株式会社の長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第 37 条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、総括責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

2 総括責任者は、関係する部局の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。

3 ○○株式会社の長は、第 1 項及び第 2 項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

附 則

この規程は、平成○○年○○月○○日から施行する。